

測量・建設コンサルタント申請書記入要領

各様式共通

- 各様式には、直接入力又はボールペン等（鉛筆やシャープペンシル等は不可）で記入を行うこと（水色で着色した箇所に入力又は記入し、黄色で着色した箇所については入力又は記入はしないこと）。
- 各様式の印刷は、カラー又は白黒のどちらでもよい。

様式1-3

- 「業者区分」の欄は、市内業者（本店が市内にある業者、以下同じ）は「5」、県内業者（本店又は支店が長崎県内にある業者、以下同じ）は「6」を、県外業者（本店又は支店が長崎県外にある業者、以下同じ）は「7」を記入すること。
- 「業者名称（カナ）」の欄はカタカナで記入すること。その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。
なお、株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しないこと。
- 「業者名称（漢字）」の欄は法人の種類を表す文字は次の略号を用いて「商号又は名称」の前後に記入すること（かつこも1文字と数えて、3文字分の欄に記入する）。
株式会社＝（株）、有限会社＝（有）、合資会社＝（資）、合名会社＝（名）、合同会社＝（合）協同組合＝（同）、協業組合＝（業）、企業組合＝（企）、農事組合法人＝（農）
公益財団＝（公財）、公益社団＝（公社）、一般財団＝（一財）、一般社団＝（一社）
濁点及び半濁点は1文字としない。
- 「代表者役職名（漢字）」の欄は、組織上の役職名を記入すること。
- 「代表者名（漢字）」の欄は、姓と名の間に1カラム空けて記入すること。
- 「都道府県CD」の欄は、住所について、次表により該当するコードを記入すること。
県内業者は「42」、県外業者はそれぞれ該当するコードとなる。

都道府県	コード										
北海道	01	栃木県	09	石川県	17	滋賀県	25	岡山県	33	佐賀県	41
青森県	02	群馬県	10	福井県	18	京都府	26	広島県	34	長崎県	42
岩手県	03	埼玉県	11	山梨県	19	大阪府	27	山口県	35	熊本県	43
宮城県	04	千葉県	12	長野県	20	兵庫県	28	徳島県	36	大分県	44
秋田県	05	東京都	13	岐阜県	21	奈良県	29	香川県	37	宮崎県	45
山形県	06	神奈川県	14	静岡県	22	和歌山県	30	愛媛県	38	鹿児島県	46
福島県	07	新潟県	15	愛知県	23	鳥取県	31	高知県	39	沖縄県	47
茨城県	08	富山県	16	三重県	24	島根県	32	福岡県	40		

- 「市町村CD」の欄は、住所について、県内業者は次表により該当するコードを記入すること。
県外業者は記入しない。

市・町	コード	市・町	コード	市・町	コード	市・町	コード
長崎市	201	松浦市	208	南島原市	214	北松浦郡小値賀町	383
佐世保市	202	対馬市	209	西彼杵郡長与町	307	〃 佐々町	391
島原市	203	壱岐市	210	〃 時津町	308	南松浦郡新上五島町	411
諫早市	204	五島市	211	東彼杵郡東彼杵町	321		
大村市	205	西海市	212	〃 川棚町	322		
平戸市	207	雲仙市	213	〃 波佐見町	323		

8. 「住所（漢字）」の欄は、県内業者は市又は郡名から記入し、県外業者は都道府県名から記入し、「丁目」「番」及び「号」については、「一」を用いて記入すること。
9. 「郵便番号」の欄は、「一」なしで記入すること。
10. 「電話番号」の欄は、「一」と市外局番を含んで12桁で記入すること。
11. 「FAX番号」の欄は、「一」と市外局番を含んで12桁で記入すること。
12. 「職員数」の欄は、会社全体の職員数を右詰めで記入すること。
13. 「資本金（千円）」の欄は、右詰めで記入すること。
14. 「営業年数」の欄は、右詰めで記入すること。1年未満の端数は切り捨てる。
15. 実績高は、業種ごとの年間平均実績高を記入してください。

様式1-4

1. 「商号又は名称（漢字）」の欄は法人の種類を表す文字を略号を用いて記入すること。
株式会社＝（株）、有限会社＝（有）、合資会社＝（資）、合名会社＝（名）、合同会社＝（合）協同組合＝（同）、協業組合＝（業）、企業組合＝（企）、農事組合法人＝（農）
公益財団＝（公財）、公益社団＝（公社）、一般財団＝（一財）、一般社団＝（一社）
2. 登録業種別技術者数（会社全体）
 - (1) 共通（建設コンサルタント、地質、補償コンサルタント共通）
 - ・申請日現在において、建設関連業に従事している使用人のうち技術者数を記入すること。
 - ・「使用人」とは、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者（申請者が法人の場合は常勤の役員を、個人の場合はその事業主を含む）をいい、労務者は含めないものとする。
 - ・会社全体（本店及び各営業所）の技術者数の人数を記入すること。
 - ・1人で複数の資格を有する者は重複して計上すること。
 - ・数字は右詰めで記入すること。
 - (2) 建設コンサルタント
 - ・登録部門ごとに次の資格を有する技術者数を記入すること。
 - ・1人で複数（技術士、認定技術管理者、RCCM）の資格を有する者は重複して計上すること。
 - 技術士： 建設コンサルタント登録規定（昭和52年4月15日建設省告示第717号）第3条第1号イの要件に該当する者（技術管理者として従事しているかは問わない）。
 - 認定技術管理者：建設コンサルタント登録規定（昭和52年4月15日建設省告示第717号）第3条第1号ロにより、国土交通大臣が認定した者（技術管理者として従事しているかは問わない）。
 - RCCM： RCCM資格試験（社団法人建設コンサルタンツ協会の定款第4条第6号に基づくシビル コンサルティング マネージャ資格制度施行規定第4条に規定するものをいう。）に合格した者が、同第8条に基づき登録を行っている者。
 - (3) 地質
 - 国土交通大臣が行う地質調査業者登録制度の技術管理者になり得る者（技術管理者として従事しているかは問わない）。
 - (4) 補償コンサルタント

登録部門ごとに、国土交通大臣が行う補償コンサルタント登録制度の補償業務管理者になり得る者（補償業務管理者として従事しているかは問わない）。

3. 資格別技術者数（会社全体）

- ・申請日現在において、建設関連業に従事している使用人のうち技術者数を記入すること。
- ・「使用人」とは、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者（申請者が法人の場合は常勤の役員を、個人の場合はその事業主を含む）をいい、労務者は含めないものとする。
- ・会社全体（本店及び各営業所）の技術者数の人数を記入すること。
- ・「道守」「特定道守」「道守補」は、国立大学法人長崎大学が行う「観光ナガサキを支える道守」の養成講座で認定された者の人数を記入すること。
- ・1人で複数の資格を有する者は重複して計上することとするが、同一の者が〇〇士と〇〇士補、一級〇〇と二級〇〇、1種〇〇と2種〇〇などの資格を有する場合は上位の資格の欄に人数を計上すること。
例) 同一の者が測量士と測量士補の資格を持っている場合は、測量士の欄に人数を計上すること。
- ・右詰めで記入すること。
- ・『技術者数【会社全体】』欄においては、貴社（本店及び全ての営業所）に在籍する資格者数の総数（**重複不可**）を記入すること。貴社（本店及び全ての営業所）に在籍する資格者の**実人数**を記入することとなる。

様式1-5（本店用）

※様式1-5（本店用）は、本店しかない場合でも作成する。その場合、様式1-5に記入する内容は、様式1-3及び様式1-4で記入した内容と一致することとなる。

1. 「商号又は名称（漢字）」の欄は様式1-4に準じて記入すること。
2. 「測量法による登録の有無」の欄は、測量法に基づく登録を受けている事業所のうち本店において、登録を受けている場合は「1」を、受けていない場合は「2」を記入すること。
3. 「建築士法による登録の有無」の欄は、建築士法に基づく登録を受けている事業所のうち本店において、登録を受けている場合は「1」を、受けていない場合は「2」を記入すること。
4. 「本店職員数」の欄は、
 - ・申請日現在において、本店で建設関連業に従事している使用人の総数を記入すること。本店の職員の**実人数**を記入することとなる。
 - ・「使用人」は、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者（申請者が法人の場合は常勤の役員を、個人の場合はその事業主を含む）をいい、労務者は含めないものとする。
5. 「本店技術者数」の欄は、「本店職員数」のうち、本店に在籍する資格者の総数（**実人数**）を記入すること。
6. 「本店開設日（西暦）」の欄は、本店の開設年月日を西暦で記入すること。様式1-3の「営業年数」と整合がとれるよう記入すること。また、月や日の数が1桁の場合は左欄に「0」を記入すること。
例) 2000年12月1日 → 2000(年)12(月)01(日)
7. 登録業種別技術者数（本店）の欄は、

- (1) 「様式1-4 登録業種別技術者数（会社全体）」の記入方法に準じて記入すること。
- (2) (1)のうち、本店に在籍する技術者数のみ記入すること。

8. 資格別技術者数（本店）の欄は、
- (1) 「様式1-4 登録業種別技術者数（会社全体）」の記入方法に準じて記入すること。
 - (2) (1)のうち、本店に在籍する技術者数のみ記入すること。

様式1-5（受任営業所用）

※様式1-5（受任営業所用）は、受任営業所がない場合は作成する必要はない。
 受任営業所が複数ある場合は、「受任営業所用（1）」以降必要に応じ、順に使用すること。

1. 「商号又は名称（漢字）」の欄は様式1-4に準じて記入すること。
2. 「営業所名（漢字）」の欄は、当該営業所名を記入すること。
3. 「受任者役職名（漢字）」の欄は、組織上の役職名を記入すること。
4. 「受任者名（漢字）」の欄は、姓と名の間に1カラム空けて記入すること。
5. 「電話番号」の欄は、市外局番より記入すること。「-」を用いて12桁で記入すること。
6. 「FAX番号」の欄は、市外局番より記入すること。「-」を用いて12桁で記入すること。
7. 「都道府県CD」の欄は、当該営業所の住所について、次表により該当するコードを記入すること。住所が長崎県内の場合は「42」、それ以外の場合はそれぞれ該当するコードとなる。

都道府県	コード										
北海道	01	栃木県	09	石川県	17	滋賀県	25	岡山県	33	佐賀県	41
青森県	02	群馬県	10	福井県	18	京都府	26	広島県	34	長崎県	42
岩手県	03	埼玉県	11	山梨県	19	大阪府	27	山口県	35	熊本県	43
宮城県	04	千葉県	12	長野県	20	兵庫県	28	徳島県	36	大分県	44
秋田県	05	東京都	13	岐阜県	21	奈良県	29	香川県	37	宮崎県	45
山形県	06	神奈川県	14	静岡県	22	和歌山県	30	愛媛県	38	鹿児島県	46
福島県	07	新潟県	15	愛知県	23	鳥取県	31	高知県	39	沖縄県	47
茨城県	08	富山県	16	三重県	24	島根県	32	福岡県	40		

8. 「市町村CD」の欄は、当該営業所の住所について、その住所が長崎県内であれば、次表により該当するコードを記入すること。当該営業所の住所が長崎県外の場合は記入しない。

市・町	コード	市・町	コード	市・町	コード	市・町	コード
長崎市	201	松浦市	208	南島原市	214	北松浦郡小値賀町	383
佐世保市	202	対馬市	209	西彼杵郡長与町	307	〃 佐々町	391
島原市	203	壱岐市	210	〃 時津町	308	南松浦郡新上五島町	411
諫早市	204	五島市	211	東彼杵郡東彼杵町	321		
大村市	205	西海市	212	〃 川棚町	322		
平戸市	207	雲仙市	213	〃 波佐見町	323		

9. 「住所（漢字）」の欄は、当該営業所の住所が長崎県内の場合は市又は郡名から記入し、長崎県外の場合は都道府県名から記入すること。「丁目」「番」及び「号」については、「-」を用いて記入すること。
10. 「測量法による登録の有無」の欄は、測量法に基づく登録を受けている事業所のうち当該営業所においても、登録を受けている場合は「1」を、受けていない場合は「2」を記入すること。
11. 「建築士法による登録の有無」の欄は、建築士法に基づく登録を受けている事業所のうち当該営

業所においても、登録を受けている場合は「1」を、受けていない場合は「2」を記入すること。

12. 「営業所職員数」の欄は、

- ・申請日現在において、当該営業所で建設関連業に従事している使用人の総数を記入すること。当該営業所の職員の**実人数**を記入することとなる。
- ・「使用人」とは、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者（申請者が法人の場合は常勤の役員を、個人の場合はその事業主を含む）をいい、労務者は含めないものとする。

13. 「営業所技術者数」の欄は、

「営業所職員数」のうち、当該営業所に在籍する資格者の総数（**実人数**）を記入すること。

14. 「営業所開設日（西暦）」の欄は、当該営業所の開設年月日を西暦で記入すること。一度営業所を廃止したあと再度同じ営業所を開設した場合など、開設年月日が複数ある場合は、入札参加資格審査申請時より直前の開設年月日を記入すること。また、月や日の数が1桁の場合は左欄に「0」を記入すること。

例) 2005年12月1日 → 2005(年)12(月)01(日)

15. 登録業種別技術者数（当該営業所）の欄は、

- (1) 「様式1-4 登録業種別技術者数（会社全体）」の記入方法に準じて記入すること。
- (2) (1)のうち、当該営業所に在籍する技術者数のみ記入すること。

16. 資格別技術者数（当該営業所）の欄は、

- (1) 「様式1-4 登録業種別技術者数（会社全体）」の記入方法に準じて記入すること。
- (2) (1)のうち、当該営業所に在籍する技術者数のみ記入すること。